

4月17日の説明会での契約書（例）に関するご質問に対する回答

【質問】

第22条（2）の「第13条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき」としている根拠について

【回答】

契約の担当部署に確認しました結果、今回のような「委託契約」については、必ずしも上記のような規定を設ける必要は無いとのことでした。

したがって、次のように契約書（例）を修正しました。

（受託者の解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき
- (2) 委託者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

※今回お示しした契約書（例）並びに仕様書（例）については、あくまでも作成例ですので、各校のプール開放運営委員会と受託業者さんとで十分打ち合わせをしていただき、それぞれの開放要件に応じた修正を加えていただきますようお願いいたします。

なお、夏休みプール開放事業実施要項の「13 契約」の（1）～（3）については、契約書に明記していただくよう重ねてお願いいたします。